

令和7年7月29日

施設利用の皆様

札幌市教育文化会館
(公益財団法人札幌市芸術文化財団)

施設利用料金改定のお知らせ

日頃より札幌市教育文化会館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年12月11日付で公布されました札幌市教育文化会館条例の一部を改正する条例により、施設利用料金を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、物件料金について変更はございません。

記

1 改定後料金

別紙のとおり

2 改定日

令和8年1月1日以後のお申込みについて **新料金**を適用

<一斉受付について>

利用確定となる抽選日をお申込み日として取り扱います。

詳細は、HP 新着情報をご確認ください。

<令和7年12月31日以前のお申込みについて>

●変更(追加)について

▶別日・別施設を新たに追加の場合→**新料金**を適用

▶使用区分の変更(追加)→**旧料金**を適用

▶入場料等の増額により、割増料金に変更となった場合→**旧料金**を適用

●変更(取消)について

▶使用区分の変更(取消)→**旧料金**を適用

▶入場料等の減額により、割増料金に変更となった場合→**旧料金**を適用

●取消→**旧料金**を適用

以上

札幌市教育文化会館

管理課 業務係

電話 011-271-5821

受付時間 9:00~17:00

※第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日)の休館日を除く